

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
3月30日  
(金曜日)

## 目 次

○告示  
 道路の区域の変更（道路整備課）  
 道路の供用の開始（道路整備課）



### 山口県告示第百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 周東美川線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
岩国市周東町瀬越字一本松一三七五の一地先から	旧	最狭 三・五 最広 四〇・〇	一、〇〇一・〇	

同市周東町瀬越字中小路一五七六の二地先まで

新 最狭  
九七・〇  
最広  
一〇〇・五

八二・〇

道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
 路線名 串夜市線  
 道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
周南市大字高瀬字埵根一〇九九九の一地先から 同市 同大字出合四六一地先まで	新	最狭 七四・〇 最広 七八・〇	三、〇一八・〇	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 七四・〇 最広 七八・〇	三、〇一八・〇	

### 山口県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
周東美川線	岩国市周東町瀬越字一本松一三七五の一地先から 同市周東町瀬越字中小路一五七六の二地先まで	平成三十年三月三十一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
串夜市線	山口市徳地鱒河内字徳間草一四一の一地从先から 周南市大字高瀬字出合四六一地先まで	平成三十年三月三十一日

平成三十年三月三十日  
印刷發行

發行人所

山口県知事